

◆◇◆うるま市男女共同参画推進条例を制定しました◆◇◆

～平成26年4月1日から施行されます！！～



「うるま市男女共同参画推進条例(案)」の男女共同参画懇話会より副市長へ答申のようす。

平成25年10月8日「男女共同参画推進条例」が、
男女共同参画懇話会より副市長へ答申されました

うるま市では、男女共同参画社会の実現をめざして「男女共同参画行動計画～うるま夢プラン～」を策定し、「男女共同参画都市」を宣言するなど、男女共同参画に関する様々な取組を進めてきました。

しかしながら、現状は、長い歴史の中で形成された性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の制度、慣習等が依然として根強く存在し、男女が平等に社会に参画するには、多くの課題が残されています。一方、急速に進む少子高齢化、国際化、社会情勢の急激な変化への対応も求められています。

このような状況の中で活力ある社会を築くためには、男女が性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現を図ることが重要です。

男女共同参画社会を実現するため、基本的な考え方や、市、市民及び事業者が一体となって取り組まなければならないことを理解していただくため、この条例を制定しました。

男女共同参画を推進するため 基本となる考え方を定めています。

5つの 基本理念

1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別を受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されることです。

2. 社会における制度又は慣行についての配慮

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担などにより個人の生き方や、活動の自由な選択を妨げたりすることがないように配慮されることです。



3. 方針の立案及び意思決定への男女共同参画

各分野の活動において方針の企画・立案から決定、実施に至るまでの過程に、男女それぞれが対等の立場で参画する機会が確保されることです。



4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

性別に関わらず家族の一員が互いに協力し合い、社会の支援を受けながら家庭生活と働いたり、学校へ通ったり、地域の活動などと両立が図られるようにすることです。

5. 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会の取組と密接に関わっていることを認識し、国際的協調の下に行われていくことが大切です。

男女共同参画の推進は、市、市民と事業者のみなさん それぞれが役割をはたし、協力し合うことが大切です。

市は

- ・男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。
- ・男女共同参画の推進に関する施策を実施するにあたっては、市民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連携して協力していきます。

市民のみなさんは

- ・家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めましょう。
- ・市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めましょう。

事業者のみなさんは

- ・事業活動を行うにあたって、職場における活動と家庭及び地域活動が両立してできるよう職場環境の整備に努めましょう。
- ・市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めましょう。

◆男女共同参画

男女が個人として尊重されるとともに、性別にとらわれることなく、社会のあらゆる分野において、個性や能力を十分に発揮できる機会が確保され、かつ責任を分かちあえること。参画とは、すでにある企画に参加することではなく、方針決定、企画立案の過程から参加することをいいます。

◆性別による固定的な役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けてしまうこと。

男女共同参画推進条例のしくみ

条例の前文 市民に基本理念の理解と男女共同参画の推進の重要性について理解を求めます。

第1条 目的 基本理念にのっとり、男女共同参画を推進していくために必要な事項を定めるとともに、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

第2条 定義 男女共同参画、積極的改善措置、市民、事業者

第3条 基本理念

第4条

市の責務



第5条 市民の責務

第6条

事業者の責務



第7条 教育の場における男女共同参画の推進

第8条 性別による人権侵害の禁止・・・性差別、身体的・精神的暴力行為、男女の人権侵害

第9条 公衆に表示する情報の配慮

市の施策

第10条 男女共同参画行動計画

数値目標の設定
施策の基本的事項
分野別の具体的な取組

基本的施策の柱

- 第11条 施策の策定等に当たっての配慮及び積極的改善措置
- 第12条 調査研究
- 第13条 普及啓発活動
- 第14条 苦情及び相談の対応
- 第15条 実施状況の公表

諮問

答申

第16条 男女共同参画懇話会

共に創ろう！一人ひとりの個性が輝くまち 男女共同参画社会

◆**市民** 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいいます。

◆**事業者** 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいいます。

◆**積極的改善措置** 職場、地域、学校、家庭などあらゆる分野における男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対して積極的に機会を提供することをいい、これにより男女が対等なパートナーとして、自らの意思によって活動に参画することについて、実質的な機会の平等を保障しようというものです。

条例の全文はホームページで見ることができます。

<http://www.city.uruma.lg.jp/5/4733.html>

うるま市女性団体連絡協議会主催 「市長と語るつどい」を開催しました。

女性団体連絡協議会では、例年「市長と語るつどい」を開催していますが、今年度も去る11月18日(月)に、うるま市役所本庁舎内において開催され、加盟団体よりさまざまな分野において質問・要望等があり、市長、副市長をはじめ各関係部局長と、活発で有意義な意見交換が行われました。

【加盟団体】

- ①うるま市女性連合会 ②うるま市赤十字奉仕団 ③うるま市農漁村生活研究会 ④うるま市母子寡婦福祉会 ⑤うるま市商工会女性部 ⑥JAおきなわ具志川支店女性部 ⑦与那城町漁協女性部 ⑧石川女性海外・国内外研修生連絡協議会(虹の会) ⑨新日本婦人の会うるま支部 ⑩うるま市ガールスカウト

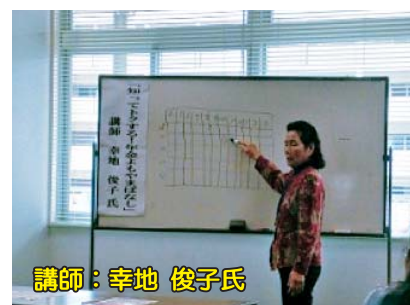


講座レポート

2/12 知ってトクする♪ 年金よもやまばなし

分かっているようで分からない、大事だけど制度が難しそう・・・そんな年金に関する初歩的・基本的な疑問に、講師の幸地氏が、方言をまじえながら親しみやすく説明して下さい、アットホームな雰囲気での講座となりました。

受講者の方からは時折質問も飛び出し、「年金を知る良いきっかけになった。」「2時間が短く感じた。もっと話を聞きたかった。」などの声が上がっていました。



3/9 HAPPYホワイトday♪ 親子でお菓子づくり講座

男女共同参画を小さい頃から身近に感じてもらうため親子でスコーンづくりにチャレンジしました。みなさん集中しながらもわいわいにぎやかに楽しい時間を過ごしました。「男の子も女の子も同じように家事ができるよう育てたい」「簡単につくれた。家では自分の時間がなかったので、子どもとゆっくりコミュニケーションがとれてよかった」など、受講者の方から感想をいただきました。子ども達も、お父さん・お母さんも男女共同参画を認識するきっかけになりました。



相談窓口のご案内

ひとりで悩まず、まずはご相談下さい

- うるま市女性相談室 ☎973-5041
(月～金 8:30～17:15/土日・祝祭日・年末年始休み)
- うるま市児童家庭課相談室 ☎973-5041
(月～金 8:30～17:15/土日・祝祭日・年末年始休み)
- 中部配偶者暴力相談支援センター ☎938-9886
(月～金 8:30～17:15/土日・祝祭日・年末年始休み)
- よりそいホットライン ☎0120-279-338 (通話料無料)
(年中無休/24時間対応)
- おきなわ子ども虐待ホットライン ☎886-2900
(月～金 17:30～8:30/土日・祝祭日は24時間受付)

うるま市女性人材リスト 登録者を募集中!!

うるま市では、男女共同参画社会の実現をめざし、より多くの女性の皆さまに政策や方針決定過程に参画していただくことを目的に女性人材リスト事業を実施しています。まちづくりに積極的に貢献でき、各分野でご活躍される方々の登録をお待ちしています。

【お問合せ先】
うるま市役所企画課
☎973-5005

